

知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において補助金を交付する知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助することにより、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のもの
- ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
(EN1078)
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 児童生徒等 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されており、申請する日の属する年度の3月31日時点で満7歳以上満18歳以下となる者

(3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護する者又は児童生徒等の親族で、社会通念上、児童生徒等を保護する責任がある者

(4) 高齢者 市内に住所を有し、住民基本台帳法により記録されており、申請する日の属する年度の3月31日時点で満65歳以上となる者

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒等及びその保護者並びに高齢者とする。ただし、保護者は、児童生徒等が着用するヘルメット本体の購入費を負担した場合又は児童生徒等が着用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

(1) 知立市又は他の自治体で過去に愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の適用を受けていない者（保護者を除く。）

(2) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者

(3) ヘルメット購入後に発生した事故等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承する者

(4) 前3号までの条件に反することが補助対象者への助成後に判明した場合、補助金の返還について了承する者

2 前項の規定にかかわらず、知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者は、補助対象者としてしない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者が着用するヘルメット本体の額に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、その購入した日の属する年度の末日までに、知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1。以下「交

付申請書兼実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する領収書等
(申請者又はヘルメット着用者の氏名、領収日、領収金額(ヘルメット購入単価がわかるもの)、購入相手方及び購入品名がわかるものに限る。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者である場合には、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者の同意を得なければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、交付申請書兼実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書
(様式第2)により、適当でないとき認めるときは知立市自転車乗車用ヘルメット
購入費補助金不交付決定通知書(様式第3)により当該申請者に通知するものと
する。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書(様式第4)(以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、助成を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し、知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金取消通知書(様式第5)により、申請者に通知するものとする。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金全額の返還を請求するものとする。

2 前項の規定により返還の請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日

以内に補助金を返還しなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、申請者に対し補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第12条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 (その 1) (第 6 条関係)

知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金
交付申請書兼実績報告書 (本人申請用)

年 月 日

知立市長 様

住 所

申請者 フリ ガナ
氏 名

連絡先

(電話番号) — —

知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、下記のとおり申請します。

記

ヘルメットを着用する者		購入したヘルメット			補助金 交付申請額 ※ 2
氏 名 (申請者との関係)	生年月日	安全基準 ※ 1	購入年月日	購入価格 (税込み)	
(本人)	年 月 日 (満 歳)		年 月 日	円	円

※ 1 安全基準：購入したヘルメットの安全基準を以下から選んで記載してください。

SG、JCF、CE (EN1078)、GS、CPSC

※ 2 補助金交付申請額：ヘルメット本体の購入価格×1/2
(10 円未満の端数は切り捨て。上限 2,000 円)

添付書類

(1) ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する領収書等 (申請者又はヘルメット着用者の氏名、領収日、領収金額 (ヘルメット購入単価がわかるもの)、購入相手方、購入品名がわかるものに限る。) の写し

(2) その他市長が必要と認める書類 (現物又はその写真、保証書や取扱説明書、新品かつ安全認証を確認できる書類 (カタログ等の写し) 等)

店舗等記入欄：領収書等が添付できない場合、購入店舗等証明欄に証明を受けてください。

購入店舗等証明欄	次のとおり安全基準を満たすヘルメットを販売したことを証明します。 1. 着用者の氏名 () 2. 安全基準いずれかに○ (SG、JCF、CE (EN1078)、GS、CPSC) 3. 販売年月日 (年 月 日) 4. ヘルメット本体の販売価格(税込み) (円) (店舗等所在地) (店舗等名称) (取扱担当者氏名、電話番号)
----------	---

保護者同意欄：申請者が未成年者である場合、保護者同意欄に保護者による記入が必要です。

保護者同意欄	私(保護者)は、本申請に係る申請者が、知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、交付申請し、補助金を受領することについて同意します。 年 月 日 (保護者住所) (保護者氏名)
--------	---

誓約書兼同意書

【誓約・同意事項】 (□に✓を入れてください。)

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約又は同意します。

- 知立市又は他の自治体で過去に愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の適用を受けていません。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていません。
- 購入したヘルメットは新品です。
- 自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 申請内容に虚偽があった場合は、市町村に対して補助金を返還します。
- 本申請により市が入手する私の個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて同意します。

(裏面)

様式第 1 (その 2) (第 6 条関係)

知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金
交付申請書兼実績報告書 (保護者申請用)

年 月 日

知立市長 様

住 所

申請者 フリ ガナ
氏 名

連絡先

(電話番号) — —

知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、下記のとおり申請します。

記

ヘルメットを着用する者		購入したヘルメット			補助金 交付申請額 ※2
氏名 (申請者との関係)	生年月日	安全基準 ※1	購入 年月日	購入価格 (税込み)	
()	年 月 日 (満 歳)		年 月 日	円	円
()	年 月 日 (満 歳)		年 月 日	円	円
()	年 月 日 (満 歳)		年 月 日	円	円

※1. 安全基準：購入したヘルメットの安全基準を以下から選んで記載してください。

SG、JCF、CE (EN1078)、GS、CPSC

※2. 補助金交付申請額：ヘルメット本体の購入価格×1/2
(10円未満の端数は切り捨て。上限2,000円)

添付書類

- ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する領収書等 (ヘルメット着用者の氏名、領収日、領収金額 (ヘルメット購入単価がわかるもの)、購入相手方、購入品名がわかるものに限る。) の写し
- その他市長が必要と認める書類 (現物又はその写真、保証書や取扱説明書、新品かつ安全認証を確認できる書類 (カタログ等の写し) 等)

(裏面)

店舗等記入欄：領収書等が添付できない場合、店舗等記入欄に証明を受けてください。

購入店舗 等証明欄	次のとおり安全基準を満たすヘルメットを販売したことを証明します。 5. 着用者の氏名 () 6. 安全基準いずれかに○ (SG、JCF、CE (EN1078)、GS、CPSC) 7. 販売年月日 (年 月 日) 8. ヘルメット本体の販売価格(税込み) (円) (店舗等所在地) (店舗等名称) (取扱担当者氏名、電話番号)
--------------	---

誓約書兼同意書

【誓約・同意事項】 (□に✓を入れてください。)

申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約又は同意します。

- 知立市又は他の自治体で過去に愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の適用を受けていません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていません。
- 購入したヘルメットは新品です。
- 自転車乗車用ヘルメット購入後に発生した事故等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- 申請内容に虚偽があった場合は、市町村に対して補助金を返還します。
- 本申請により市が入手する私とヘルメット着用者の個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることについて同意します。

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

知立市長



知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

（交付しない理由）

（裏面）

様式第4（第8条関係）

年 月 日

知立市長 様

申請者 住所
氏名

知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の交付決定を受けた知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 組合 農協	支店 支所 出張所
口座種類	普通 ・ 貯蓄 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

※記入に関する注意

- ・通帳又はキャッシュカードのコピーの添付をお願いします。
- ・振込口座は、請求者（申請者）の口座として下さい。

（裏面）

様式第5（第9条関係）

知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金取消通知書

第 号
年 月 日

様

知立市長



年 月 日付けで決定しました知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金については、次の理由により交付決定の取消をしたので、知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

（取消理由）

（裏面）